

令和 7 年 1 2 月藤沢市議会定例会
議案第 6 6 号資料

藤沢市保育所条例の一部改正について

1 改正の概要

令和 7 年度末の柄沢保育園閉園及び市内の公立保育所における保護者の実費負担額（給食食材料費及び特別延長保育料）について、他市及び市内法人立保育所との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

2 柄沢保育園の閉園（第 2 条関係）

令和 3 年 4 月より段階的な受入停止を進めてきた柄沢保育園について、今年度末をもってすべての児童が卒園し、令和 8 年 3 月末日をもって閉園することから、条例第 2 条別表第 1 から削除します。

なお、柄沢保育園は、土地・建物を賃借して運営していることから、閉園後速やかに原状回復を図り、令和 8 年 4 月末日までに貸主へ返還する予定です。

3 給食食材料費（副食費・主食費）の見直し（第 5 条関係）

（1）現状

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、「幼稚園・保育所等の 3 歳から 5 歳までの子どもたちの食材料費については、主食費・副食費とともに、施設による実費徴収を基本とする」とされました。

令和元年度当時における公立保育所の副食費の実費は月平均 5,541 円でしたが、無償化開始にあたり国が「実費徴収にするにあたり、これまで保育料の一部として公定価格の積算により月額 4,500 円の負担を求めてきたことから、月額 4,500 円を目安とする」との方針を示したことを踏まえ、本市における保護者負担額を月額 4,500 円に設定し、令和元年 10 月から徴収を開始しました。

また、主食費については、令和 5 年 10 月から公立保育所の 3 ~ 5 歳児クラスに所属する児童に対し、主食提供を開始するにあたり、主食の食材料費について実費相当額を積算し、保護者負担額を月額 1,000 円と定め、主食提供を開始した施設において徴収しています。

（2）見直しにあたっての考え方

ア 副食費（おかず、おやつ、牛乳、お茶等）

こども家庭庁が「令和 8 年度 保育関係予算概算要求の概要（令和 7 年 9

月)」にて、公定価格における副食費の目安額を5,100円と見込んでいること、また度重なる食材価格の値上げを受け、実費と保護者負担額の差や市内法人立保育所の副食費との差も拡大していることから見直しを行うこととしました。

	令和元年度	令和7年度	令和8年度
A 副食費実費 (平成31年4月～令和元年8月実績)	5, 541円／月	5, 905円／月 (令和7年4月～8月実績)	5, 905円／月 (見込額)
B 保護者負担額	4, 500円／月	4, 500円／月	5, 100円／月 (国概算要求額)
差額 (A-B)	1, 041円／月	1, 405円／月	805円／月

イ 主食費（ごはん、パン）

主食費については、令和5年10月からの公立保育所における主食の提供開始に伴い、当時の米及びパンの価格に基づき積算し、保護者負担額を設定しました。

事業開始後の米価格の上昇を受け、1食当たりの単価が高いパンの回数や種類を変更することにより経費を調整してきましたが、実費が徴収額を大きく上回る状況が続いていること、また市内法人立保育所の主食費との差も拡大していることから見直しを行いました。

見直し後の額については、令和7年度前期の実績額を踏まえ、実費相当額1,400円を新たな保護者負担額とします。

	令和5年度(見積額)	令和7年度(実費)	令和8年度
米飯	378円 1食21円(米50g 421.5円/kg)×18回	1, 100円 1食55円(米50g 1,100円/kg)×20回	1, 100円 1食55円(米50g 1,100円/kg)×20回
パン	532円 丸パン(スライス加工)1個128円×2回 丸パン(ワイヤ加工)1個138円×2回	191円 丸パン(スライス加工)1個128円×1回 食パン1枚63円×1回	191円 丸パン(スライス加工)1個128円×1回 食パン1枚63円×1回
小計	910円	1, 291円	1, 291円
消費税及び 地方消費税	72円	103円	103円
合計	982円	1, 394円	1, 394円
保護者負担額	1, 000円	1, 000円	1, 400円

(3) 見直し後の保護者負担額

見直しにあたっての考え方を踏まえ、条例第5条に定める給食食材料費(副食費及び主食費の保護者負担額)を次のとおり改定します。

なお、副食費については、引き続き公定価格に定める副食費の額と実費相当額の差額を市が負担し、今後公定価格に定める副食費が変更した場合は、

これにあわせて保護者負担額を変更します。

また、主食費についても年度前半の実費相当額を踏まえて変更の要否を判断し、必要に応じて保護者負担額を変更します。

区分	現在の保護者負担額	改定後の保護者負担額	差額
副食費	4, 500円	5, 100円	+ 600円
主食費	1, 000円	1, 400円	+ 400円
合計	5, 500円	6, 500円	+ 1, 000円

(4) 対象児童数及び影響額（令和6年度実績比）

- ア 対象児童数 963人
イ 影響額 11, 556, 000円

(5) 施行時期

令和8年4月から

4 特別延長保育料の見直し（第7条関係）

(1) 現状

特別延長保育料とは、保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた保護者が午後6時以降の時間外保育を利用した時に支払う利用者負担額のことと指します（条例第7条第2項第1号のイ及び同第2号）。

本市の公立保育所における特別延長保育料については、条例別表第3（第7条関係）において所得階層別の軽減措置と第2子以降の軽減措置が規定されています。

(2) 見直しにあたっての考え方

市内法人立保育所における特別延長保育料については、各施設でかかる実費をもとに園規則へ金額等を定めており、公立保育所のように所得階層別の軽減措置や第2子以降の軽減措置は行われていません。また県内自治体の多くにおいて所得階層による減額以上の軽減措置は行われていません。

以上のことから、市内法人立保育所及び県内自治体の公立保育所で行われていない第2子以降の軽減措置を廃止することにより、市内法人立保育所及び近隣自治体との均衡を図るものです。

(3) 対象児童数及び影響額（令和6年度実績）

- ア 対象児童数（延べ） 888人
イ 影響額 1, 480, 000円

(4) 施行時期

令和8年4月から

5 今後のスケジュール

- 令和 7 年 1 2 月 • 改正条例案及びシステム改修に係る補正予算案の審議
- 1 2 月中 • 公立保育所へ入所中の児童の保護者へ周知
• 公立保育所へ新たに入所する児童の保護者へ周知
• 市ホームページにて周知
- 令和 8 年 1 月 システム改修（～3 月まで）
- 3 月 令和 8 年度予算案審議
- 3 月末 柄沢保育園閉園
- 4 月 改正条例の施行
- 4 月末 柄沢保育園の土地・建物を貸主へ返還

以 上

子ども青少年部 保育課